

研究ノート

新たな気候訴訟と国際人権法 —地球の友オランダ支部ほか 対 ロイヤル・ダッチ・ シェル社 事件—

苑 原 俊 明

1. はじめに

前号においては2019年にオランダ最高裁判所が国による温室効果ガス削減を命ずる判決を下したことを紹介し、特に気候変動と国際人権に関連する判決部分を筆者が抄訳して論点を分析した。その後2021年5月26日にオランダ、ハーグ地方裁判所（以下、裁判所と略）は、環境保護団体と個人が石油メジャーであるロイヤル・ダッチ・シェル社（以下、シェル）を訴えた事件で被告企業が「直接的に、ならびにシェルグループを共同して結成し年次の連結勘定の中に含まれる企業および法的実体（companies and legal enti-

注

*裁判所の判決文に付せられた注記を原注と表記してその番号を記すとともに、原注に対する筆者による補足の記載を（筆者注）と表記する。

- 1) 拙稿「気候訴訟と国際人権法—Urgenda財団対オランダ王国事件—」『大東法学』第30巻2号（2021年3月）、119頁-140頁。
- 2) 原告は地球の友オランダ支部、グリーンピースなど7団体と17,379人の個人で構成されており、被告のロイヤル・ダッチ・シェル（以下、シェル）はイギリス法およびウェールズ法により設立され、本拠地をオランダ・ハーグに置く会社法人である。2005年のグループ再編以降、シェルがグループの主導的な持ち株会社となっている。本事件での原告の請求は裁判所が、(a) シェルおよびシェルグループ全体による二酸化炭素の年次の総排出量が原告に対する不法行為を構成し、シェルが直接にまたはシェルグループを通じてその排出量を削減しなければならないこと、この削減義務が2019年度のシェルグループの排出レベルとの関連で、パリ協定2条1項におけるグローバル大気温度の目標に従い達成されるべきことを裁決すること、および (b) 以下に当てはまるときにシェルが原告に対する不法行為を行っていることと裁定すること、

ties) を通じて」2019年比で2030年末までに二酸化炭素の純排出量を最低限45%削減するように命令する判決を下した。その判決では被告企業の排出削減義務の根拠としての国際人権法（関連人権条約、ビジネスと人権に関する国連原則）を検討していることから、本稿ではこの判決部分について訳出して紹介するとともにその意義について考察したい。⁴⁾ なおパリ協定などの国際環境法の下でシェルが負うべき排出削減の検討部分については、紙幅の制約のため割愛する。

第一次的には、シェルグループの事業展開およびエネルギー製品により二酸化炭素の年次総排出量（スコープの1、2、3）を遅くとも2030年末までに、2019年比で最小限45%もしくは純排出で45%を削減しない場合、

その代替として、総排出量を遅くとも2030年末までに、2019年比で最小限35%もしくは純排出で35%を削減しない場合、

更なる代替として、総排出量を遅くとも2030年末までに、2019年比で25%もしくは純排出で25%もしくは純排出で25%を削減しない場合。

かつ原告は裁判所が、上記の削減を実行するようシェルに命令すること。

また原告は「現在および将来の世界の人々」の利益を代表して提訴したが、裁判所はこの点については退け、オランダ在留者とワッデン地域住民の利益に限定した審査を行った。(判決4.2.4)

このMILIEUDEFENSIE et al. v ROYAL DUTCH SHELL事件の判決文の英語仮訳版がECLI:NL:RBDHA:2021:5339として公表されており、本稿はこれに依拠した。判決の引用におけるパラグラフ表記は、この英語版での表記による。また同判決を著名な国際法学者がブログで評釈した、Nollkaemper André, *Shell's Responsibility for Climate Change: An International Law Perspective on a Groundbreaking Judgment*, *Verfblog*, 2021/5/28, <https://verfassungsblog.de/shells-responsibility-for-climate-change/>, も参照した。また同判決で問われた企業の排出責任に注目し、あわせて化石燃料に依存する社会そのものの変革を訴える論考として、深草亜悠美「脱石炭から脱化石燃料へ」『世界』2021年9月号、110頁-117頁、がある。

3) 判決5・3

- 4) 裁判所は、オランダ民法典第6編第6条の162に定める「配慮の不文規準」(unwritten standard of care) を排出削減義務の根拠規定としている。「不文法に従って一般的に受け入れられた」規範に抵触する行為が不法であるとするこの「規準」を前提に、シェルグループには企業指針を制定する際に相当な配慮 (due care) を行う義務があるとされる。(判決4.4.1) オランダ民法典第6編の3 (不法行為法) の第6条の162 (不法な行為の定義) 2項では、「不法な行為は他者の権利の侵害とみなされ、法律で課せられた義務または不文法によって適切な社会的行動をみなされるものに違反する行為 (当該行為を正当化する事由がない限り) もしくは不作為である。」

2. 判決文

判決で、シェルの削減義務を扱う4.4の中で国際人権法に関連する4.4.(4)と4.4.(5)(第9段落から第21段落まで)を訳出する。

4.4.(4) 国際人権条約に定める生命権、プライバシー・家族生活の権利

4.4.9

原告は、オランダの在留者(Dutch residents)およびワッデン地域の住民(inhabitants of the Wadden region)の生命権および私生活ならびに家族生活の権利を援用する。これらの権利は欧州人権条約の2条ならびに8条および市民的・政治的権利に関する国際規約6条および17条(以下、これらをまとめて人権と呼ぶ)において規定され、国家と市民との関係で適用される。原告はこれらの人権をシェルとの関係で直接的に援用することはできない。人権が持つ根本的な利益ならびに人権が具現する社会全体での価値に照らすと、人権は原告とシェルとの関係において一定の役割を果たしうる。従って裁判所は、配慮の不文規準を解釈する上で、人権とそれが具現する価値とを考慮の対象とする。⁵⁾

5) 欧州人権条約2条1項は、「全ての者の生命に対する権利は、法律によって保護される。何人も、故意にその生命を奪われない。ただし、法律で死刑を定める犯罪について有罪の判決の後に裁判所の刑の言渡しを執行する場合は、この限りでない。」と定める。

同条約8条1項は、「全ての者は、その私生活、家族生活、住居及び通信の尊重を受ける権利を有する。」と定める。

市民的・政治的権利に関する国際規約(以下、自由権規約)6条1項は、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」と定める。

同規約17条1項は、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。」と定める。引用した訳文は、岩沢雄司、植木俊哉、中谷和弘編『国際条約集2021年版』有斐閣、2021年による。

4. 4. 10

Urgenda事件判決からは、二酸化炭素によって地球温暖化が引き起こされることから、危険な気候変動で生ずる結果に対しては欧州人権条約2条および8条が保護を与えるという結論が引き出されうる⁶⁾。自由権規約の違反を認定する自由権規約委員会は、同一のことを自由権規約6条および17条について認定した⁷⁾。自由権規約6条に定める生命権に関わる事件において自由権規約委員会は、以下のように考慮した。

「更に委員会は、環境悪化、気候変動および持続可能でない開発が、生命権を享受する現在および将来の世代の能力に対して最も切迫した深刻な脅威となっていることを想起する。」⁸⁾

6) 原注41。2019年12月20日最高裁判所判決。特に同判決5. 6. 2より。

7) 原注42。自由権規約6条について、脚注43において引用した事件を参照。また市民的政治的権利に関する国際規約6条、生命権についての一般的意見第3号(2018年)、14-15頁も参照。自由権規約17条について、Norma Portillo Cáceres 対パラグアイ事件での2019年9月20日の自由権規約委員会の見解(CCPR/C/126/D/2751/2016)、7.7を参照。

(筆者注)

ここで言及されている自由権規約委員会の一般的意見については、本稿の第3章を参照。またNorma Portillo Cáceres 対パラグアイ事件とは、隣接するアグリビジネスが経営する遺伝子組み換え大豆の大規模農園(プランテーション)での有害な農業用化学物質と殺虫剤の散布の結果、水質や帯水層・土壌の汚染、家族の死亡を含めた健康被害、生計手段たる作物・家畜の喪失を生じたことを理由として小農の家族が政府を相手とする訴訟を起こしたところ、裁判所が請求を認容したものの企業が操業を続けたので自由権規約委員会あてに通報したものである。委員会は見解において同規約の6条および17条違反を認定した。(見解の段落、7.5および7.7)

原注で引用されている段落(7.7)を以下に訳出する。

「自由権規約17条の違反という申し立てについて委員会は、家畜、作物、果樹、水資源および生息魚が通報者のプライバシー、家族生活ならびに住居(family life and homes)を構成していること、および環境基準を締約国が執行しないことがプライバシー、家族ならびに住居に対する恣意的な干渉に事例に該当すると申し立てを留意する。また通報者は自由権規約17条の下での保護の対象とされる範囲の中に、環境汚染からの保護が含まれること、および汚染の発生原因である農業活動に対して締約国が規制しないできたことにつき監督責任を負うという主張をしている。委員会は、締約国によれば問題企業に対して行政的な制裁を課してきたこと、および4名に対して刑事訴追がなされた(これがなければ規約17条の違反とならない)という事実も留意する。しかしながら委員会は、環境規制当局によってとられた措置の形式的な間違いにより、結果として行政的な手続きが中断されて、違法な農業散布がまだ停止されていないという見解である。」

2019年に人権に関する国連特別報告者は、以下のような結論を下した。

「いまや気候変動を含めてあらゆる範囲の環境問題に人権規範が適用されることについてのグローバルなコンセンサスが存在する。」⁹⁾

原告の援用する人権が危険な気候変動に対する保護を提供しないとするシェルの議論は、支持されない。4.4.(3)で議論した、危険な気候変動によるオランダとワッデン地域での深刻で不可逆的な結果が、オランダの在留者とワッデン地域の住民の人権に対して脅威となっている。

8) 原注43。2020年9月23日、Ioane Teitiota対ニュージーランド事件の自由権規約委員会見解 (CCPR/C/127/D/2728/2016)、9.4を参照。

(筆者注)

原注43で引用されているIoane Teitiota対ニュージーランド事件とは、キリバス国民である通報者がニュージーランド(NZ)政府に対して、気候変動と海面上昇により同国のタワラ島から移住せざるを得なくなったとして難民申請したところ、NZ政府は不認定処分とし、同国の最高裁判所も自由権規約6条の違反となる実質的事由がないことを理由に原告の請求を退けたので、通報を行ったものである。ここでは原注43で引用する委員会見解の段落(9.4)を訳出する。

「委員会は生命権を制限的な方法で解釈するならば、適切な理解が得られないであろうこと、ならびに当該権利の保護には締約国が積極的な措置をとることが必要であることを想起する。また委員会は、その生命権に関する一般的意見36号(2018年)のなかで、生命権には個人が尊厳を持って生命を享受する権利ならびに不自然で早期の死を生ずる行為または不作為を免れる権利を確定したことを想起する。(パラ3)さらに委員会は、生命権を尊重し確保する締約国の義務が、生命の喪失の結果となりうる合理的に予見可能な脅威および生命を脅かす状況にも拡大されることを想起する。こうした脅威または状況が実際に生命の喪失を結果しなくても、締約国が規約の6条に違反することがありうる。さらに委員会は、環境悪化、気候変動および持続可能でない開発が、現在および将来の世代が生命権を享受する能力に対して最も切迫した深刻な脅威であることを想起する。」

9) 原注44。安全な気候：人権と環境に関する特別報告者報告、2019年10月1日、謝辞より。

(筆者注)

原注44で引用する「人権と環境に関する特別報告者」の報告書とは、国連人権理事会の特別手続きの一人である、安全で、クリーンで、健康かつ持続可能な環境の享受に関連した人権上の義務問題についての特別報告者、デイヴィッド・ボイド氏が国連総会に提出した報告書のことである。同報告ではグローバルな気候非常事態の概要、生命、健康、食料、水道ならびに下水施設への権利、子供の権利、健全な環境への権利の享受と弱者に対する影響を分析し、気候変動と関連する人権上の義務(国家の義務とビジネスの責任)を示したのちに問題解決のための勧告事項をまとめている。

4.4. (5.) 国連の指導原則

4.4.11

配慮の不文規準を解釈する際に、裁判所は国連の指導原則に従う¹⁰⁾。指導原則は権威のある、国際的に支持されたソフトロー文書であって、人権に関連する国家と企業の責任を定めている。指導原則は最近の省察を反映している。いかなる新しい権利を創設するのではないし、法的に拘束力のある義務を設定するのでもない¹¹⁾。指導原則は、そのほかの広範に受け入れられているソフトロー文書、例えば国連グローバルコンパクトの「原則」およびOECDの多国籍企業指針の内容に沿っているものである。2011年以来欧州委員会は、指導原則において定められているように欧州企業が人権を尊重する責任を果たすよう求めてきた。このことから、指導原則は配慮の不文規準を解釈する上での指針として適切である。指導原則の内容が普遍的に支持されていることから、シェルが自ら指導原則について誓約しているかどうか（シェルはウエブサイトで指導原則への支持を表明しているが）は問題ではない。（2.5.22を参照）

10) 原注45。“ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施”

（筆者注）

本稿の3. 考察において説明する国際文書。人権の尊重、保護および充足についての国家の義務、企業による法令の遵守と人権の尊重、権利侵害に対する実効的な救済という3つの枠組みを定め、各枠組みを実施する上での31の原則とコメントリー（解説）が付されている。また「原則の意味と意図とを完全に理解する」ための手引きとして国連人権高等弁務官事務所が、The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide という表題の解釈ガイドを作成している。

11) 原注46。指導原則の一般の原則。

12) 原注47。2011年欧州委員会、企業の社会的責任のための改訂版EU戦略2011-2014。

（筆者注）

引用されているEU戦略では、「進化しつつあり、現時点で強化された、企業の社会的責任のグローバルな枠組み」である「国際的に承認された原則および指針」の一つに、指導原則を挙げている。（戦略3.2）

4. 4. 12

指導原則は国家の責任と企業の責任とを区別している。指導原則にて定められている国家の責任は、企業の責任よりも広範である。国家は、その領域および・または (and/or) 管轄内において、企業を含めて第三者による人権の侵害に対して保護を行わなければならない。国家には、実効的な政策、立法、規則及び裁判を通じて、侵害を防止し、調査し、処罰しかつ救済を行うための適切な措置をとることが求められる¹³⁾。

指導原則は、第8原則の解説の中で次を指摘している。

「国家の人権義務と、企業慣行を規律するために国家が実施する法律および政策との間では避けることのできない緊張関係はない。ただし時には異なる社会的なニーズの間での調和をさせるため国家はバランスをとった困難な意思決定を行わねばならない。適切なバランスを達成するために国家は、国内の政策上水平的ならびに垂直的な一貫性を確保することを目指して、ビジネスと人権の課題に対処する幅広いアプローチをとる必要がある。」

指導原則は社会での異なる利益の間でバランスをとらなければならないとともに、とることができることを主張しているが、この議論が企業には当てはまらないとも主張している。指導原則はまた国家とビジネスの間での相違点を指摘している。

4. 4. 13

指導原則が強調する国家とビジネスの相違点は、原則の中で国家とビジネスが異なる責任を負うことに示されており、先に引用した指導原則の部分に従うと回避できぬ緊張関係が必ずしも存在しない。指導原則の定式によると人権を尊重するビジネスの責任は、どこで事業を展開していてもあらゆる企業について期待されているグローバルな行動規準である。この責任は自らの

13) 原注48。指導原則の第1原則。詳細については国家に関する後続の原則を参照。

人権義務を充足する国家の能力および・または意思とは独立して存在し、国家の義務を減殺しない。さらにこの責任は人権を保護する国内法令の遵守よりも上位にある¹⁴⁾。したがって企業が国家のとりうる措置に従い、監視するだけでは不十分である。企業には個別に責任がある。

4. 4. 14

指導原則とそのほかのソフトロー文書から引き出されることは、企業に人権を尊重しなければならないことが普遍的に支持されていることである。これには自由権規約に定める人権のみならず欧州人権条約を含めてそのほかの「国際的に承認された人権」が含まれる¹⁵⁾。例えば経済協力開発機構（OECD）の多国籍企業指針は、以下のように述べる¹⁶⁾。

「企業は、それが事業を遂行する国での法律、規則および行政的慣行の枠内で、かつ関連する国際協定、原則、目的および規準を考慮して、環境、公衆衛生および安全を保護すること並びに一般的に持続可能な開発というより広範な目標に貢献する方法で自己の活動を行う必要があることに相当な考慮を払わなければならない。とりわけ企業は、環境に対する深刻な損害の脅威がある場合に、リスクについての科学的及び専門的な理解と両立させつつ人間の健康と安全に考慮し、当該損害を防止、最小化するため費用対効果のある措置をとることを延期するための理由として、完全な科学的確実性がないことを利用すべきではない。」

4. 4. 15

企業は人権を尊重しなければならない。このことは企業が他者の人権への侵害を避けること、および活動に伴った人権への悪影響に対処しなければな

14) 原注49。第11原則への解説。

15) 原注50。指導原則の第12原則。

16) 原注51。2011年のオランダ語版による。

らないことを意味する¹⁷⁾。人権への悪影響に取り組むとは、悪影響を防止し、制限し、必要なときに対処するための措置がとられなければならないということである。これはどこで事業を展開しようがすべてのビジネスに対して期待されるグローバルな行動規準である。すでに述べたように、ビジネスの責任は自らの人権義務を充足する国家の能力又は（及び）意思とは独立して存在しており、国家の義務を減殺するものではない¹⁸⁾。ビジネスにとって選択できる責任ではない¹⁹⁾。これは、現地の法的な背景に関わらずどこにおいてでも適用されるもので、受動的なものではない²⁰⁾。

「人権を尊重することは受動的な責任ではない。ビジネスの側に行動を起こすことが求められている。」²¹⁾

4. 4. 16

人権尊重の企業の責任は、企業の大きさ（size）、業種、事業拠点、所有および組織に関わらず、すべての企業に適用される。しかしながら責任を果たす手段の規模および複雑さは上記の諸要因に従い多様であり、企業による人権への悪影響の深刻さ（severity）によっても異なる²²⁾。人権尊重の責任を企業が果たす手段は、とりわけ企業の大きさに比例する（proportional）ことになろう。影響の深刻さは、影響の規模（scale）、範囲および救済が可能でない性格に照らして判定されよう。企業が人権尊重の責任を果たす手段も、当該企業がビジネスを企業グループとして遂行しているか、個別に行っているか、ならびにその程度に応じて異なる²³⁾。裁判所はシェルがその多くを

17) 原注52。指導原則の第11原則。

18) 原注53。第11原則への解説。

19) 原注54。解釈ガイド（Interpretive Guide）の第7問（「人権尊重の責任はビジネス企業にとり選択的か。」「否」）を参照。

20) 原注55。指導原則の第23原則。

21) 原注56。解釈ガイドの第18問、23頁。

22) 原注57。指導原則の第14原則。

23) 原注58。第14原則への解説。

負うものと期待するとの見解である。同社は約1,100社の企業で構成され、世界中の160か国で事業展開しているシェルグループを率いている。同社はシェルグループにおける政策決定の立場にあり、世界での化石燃料市場における主要なプレーヤーであり、相当な二酸化炭素排出について責任がある。当該排出は多くの国家の排出量を超えており、地球温暖化を助長しているとともにオランダとワッデン地域での危険な気候変動を助長し、オランダの在留者およびワッデン地域の住民の人権に対して重大で不可逆的な結果、リスクを与えている。

4.4.17

指導原則は、企業がその活動を通じてまたは他の当事者との取引関係を通じて人権に悪影響を及ぼすという論理に依拠している。人権尊重の義務により企業は以下を要求される。

- (a) 自身の活動を通じて人権に悪影響を生じさせ、もしくは助長することを回避し、当該影響が発生した際に対処すること。
- (b) 影響を助長していない場合であっても、取引関係により事業、生産品またはサービスと直接的に結び付いた (directly linked) 人権への悪影響を防止し、または軽減するよう努力すること。²⁴⁾

「活動」とは作為および不作為の双方を含むと理解される。「取引関係」とは、ビジネスパートナー（取引先企業）、ヴァリューチェーン上の実体、そのほかに事業、生産品またはサービスと直接結びついた国家または非国家の実体を含むものと理解されている。²⁵⁾ 人権尊重の責任は企業のすべてのヴァリューチェーンに及ぶ。ヴァリューチェーンとは、「価値を付加することでインプットをアウトプットに転換する活動。企業と直接的または間接的な取引関係にある実体が含まれ、これらの実体は (a) 当該企業自身の生産品ま

24) 原注59。指導原則の第13原則。

25) 原注60。第13原則への解説。

たはサービスに寄与する生産物またはサービスを供給するか、(b) 当該企業からの生産品またはサービスを受け取るものである。』²⁶⁾

4. 4. 18

シェルのヴァリューチェーンにはそれが政策設定上の影響を及ぼす、シェルグループに密接に連携する企業が含まれる。またシェルグループが原材料、電気および熱源を購入する取引関係にあるものも含まれる。最後にシェルグループにより生産および取引される生産品のエンドユーザー (end-users) がシェルのヴァリューチェーンの最後に存在する。従ってシェルの責任は、これらのエンドユーザーの二酸化炭素排出にも及ぶ。これは2020年にオックスフォード大学が非国家行為体のために作成した気候変動にかかる様々なプロトコル・指針 (以下、オックスフォード報告として引用) の分析と合致する。²⁷⁾ これには、広範なコンセンサスが存在する点および見解の相違がある点が示されている。「どの温室効果ガスが含まれるか」と「どのような活動が含まれるか」²⁸⁾ の両方に関わる「スコープ」という項目の下では、「より広いコンセンサスまたは確実性のある点」のリストにおいて以下のように述べている。

「一般的には、データが許す限りすべてのガスおよび活動をカバーするよう目標が設定されなければならない」

「コンセンサスがまだ少ないか、未決の問題となっている点」として、「スコープを横断して異なる活動でどのような優先順位をつけるか。(例えば、総排出量にフォーカスする、直接の統制が及ぶ分野とするなど)」²⁹⁾

26) 原注61。解釈ガイド、8頁。

27) 原注62。「ネットゼロ目標をめぐる最近の実行の一覧」
Mapping of current practices around net zero targets
(筆者注)

地球温暖化対策としてのネットゼロを実現するため同大学の研究者からなるネットワーク組織が、2020年5月に公表した文書である。

28) 原注63。オックスフォード報告、2頁。

オックスフォード報告は、企業が責任を負う活動について以下のように述べている。

「企業においては、若干の目標のなかにスコープ3の排出を含んでいない。過半数の目標には含んでいるのだが。とはいえ、すべての活動を考慮すべきとするこの相対的なコンセンサスの内部で、強調が違っている分野がある。総排出量にほぼ関連するすべてのスコープに横断的な活動に焦点を当てることを提案するものがある。(SBTI, ACT) 一方で実体が直接コントロール可能な排出 (RAMCC) を優先するとか、若干のスコープを部分的にだけ含んでいるガイダンス (Natural Gas Partners) に従うというのものもある。特にスコープ3の排出をめぐるデータが限られていることから、対象とする範囲について更なる不確実性が生まれている。³⁰⁾」

オックスフォード報告が絶対的かつ画一的な措置によりスコープ3の排出を削減する、エネルギー企業の法的義務には言及していない、とのシェルの指摘は正しい。より一般的な形でオックスフォード報告は、以下のように述べる。

「ネットゼロ目標を設定する行為体が様々であることから、ネットゼロ目標につき単一のアプローチや規準は適切でないし、効果的でもないだろう。ただし、このテーマについての数多くの積極的な仕事から、われわれが見るアプローチの多様性に通底する共通の原則をめぐって、より一層の意見の一致が作られるための重要な機会が生まれている。³¹⁾」

ニュアンスの違いがあるがオックスフォード報告に従えば、スコープ3の排出に企業が責任を負うことが国際的に支持されている。³²⁾

29) 原注64。同上、図1 (1頁)。

30) 原注65。同上、2頁。

31) 原注66。同上、1頁。

32) 深草の説明によると、スコープ1が企業からの直接排出分、スコープ2が間接排出、スコープ3が1と2以外での、「取引先や顧客・従業員の移動手段や廃棄物など、事業にかかわるすべての過程」での排出を指す。深草、前掲論文、111頁。

配慮の不文規準を解釈する上で裁判所は、広範に支持されているこの点を出発点に含めてきた。裁判所は、責任のレベルは企業が排出に対するコントロールと影響力の程度につながることに留意する。シェルがシェルグループのスコープ3の排出に対して行使するコントロールおよび影響力については、4.4.(6)において詳細に論ずる。

4.4.19

配慮の不文規律を解釈する上で裁判所は、企業がスコープ3の排出を削減する責任を本当にとるべきという国際的に流布し支持されている必要性も含めてきた。この必要性は、スコープ3の排出が一企業の二酸化炭素排出の過半数を占める場合（化石燃料の生産と販売をする企業がこれに該当する）に、より切実に感じられる。シェルグループの場合、その排出のほぼ85%がスコープ3の排出である。(2.5.5を参照)

4.4.20

企業は、自らの活動によってまたは取引関係の結果として関与する者の人権に対する現実のまたは潜在的な悪影響のいかなるものも、同定し評価することが期待されている³³⁾。排出に対するコントロールおよび影響力の程度の如何を問わず、シェルはスコープ1から3の排出について悪影響を同定し評価することが期待される。実際にシェルは実施した。(2.5.4を参照) シェルグループによる石油ガスの探査、生産、精製、販売および購入ならびにシェルグループの生産品の利用が世界中で相当な二酸化炭素の排出を発生させたこと、そのことで疑いもなくオランダおよびワッデン地域での気候変動を助長していることを同社は知っている。(4.4.(2.)を参照) 長期にわたりシェルは、二酸化炭素の排出の危険な結果並びにオランダの在留者およびワッデ

33) 原注67。指導原則 第17および第18原則。

ン地域の住民に対する気候変動のリスクについても了知してきた。またシェルはシェルグループの二酸化炭素排出量を知っている。同社は二酸化炭素の排出量について報告している。(2.5.3を参照) 2019年に炭素情報開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project) であてにシェルが提供した情報(2.5.8に引用)によると、同社は短期的(3年間までの期間)、中期的(3年から10年間)および長期的(10年より先)な自社および取引関係にある者のビジネス活動で生ずる気候変動関連のリスクについて定期的にモニターし、評価を行っている。

4.4.21

企業はその後に発見した事柄と評価に基づき「適切な行動」をとらなければならない。適切な行動は、以下に応じて異なる。

(i) 当該企業が悪影響を引き起こしているか、もしくは助長しているか、または取引関係により影響が直接的にその事業、生産品もしくはサービスと直接結びついていることを唯一の理由として関与したかどうか。

(ii) 影響に対処する際に企業が行使した影響力の程度³⁴⁾。

この原則への解説は、以下のように述べる。

「企業が人権への悪影響を引き起こしているか、その可能性がある場合に、当該影響を止め、または防止するために必要な措置をとらなければならない。

企業が人権への悪影響を助長しているか、その可能性がある場合に、助長を止め、または防止するために必要な措置をとるとともに、残存している影響を出来るだけ最大限に軽減するために影響力を活用しなければならない。損害を生じさせる実体の不正な慣行に対して当該企業が変更させる能力を持つ場合に、この影響力が存在するものとみなされる。

34) 原注68。同第19原則。

企業が人権への悪影響を助長していなかったものの、当該影響がそのほかの実体との取引関係により当該企業の事業、生産品またはサービスと直接的に結び付いている場合には、事情はより複雑である。こうした状況の下で適切な行動を決める際に考慮する要因は、問題となる実体への当該企業の影響力、当該企業にとり取引関係が持つ重要性の程度、侵害の深刻さおよび当該実体との取引関係の解消それ自体が人権にとり否定的な結果をもつかどうかである。

(中略)

企業が悪影響を防止し、軽減する影響力を持つ場合、これを行使しなければならぬ。仮に影響力を欠くとしても、当該企業には影響力を増強する方法がありうる。例えば、関連する実体に対する能力構築 (capacity-building) またはその他の誘因 (incentives) の提供か、その他の行為体との協働により影響力を増強³⁵⁾しうる。

シェルがスコープ1から3までのシェルグループの排出に対して行使しうる影響力とコントロール並びに危険な気候変動 (4.4. (7.)) を防止するのに必要なこと一原告がパリ協定の目標に従い求めている一と排出削減の可能な経路 (4.4. (8)) によってシェルの責任が定義される。

3. 考察

本判決は気候変動を助長することから多国籍企業 (本社と企業グループ) が国際法上の責任を負うことを認定したもので、評者からは「革命的」とも呼ばれている³⁶⁾。裁判所は人権の尊重にかかる企業の責任を考慮して「配慮の不文規準」を解釈し適用した。国家の排出削減責任にかかる Urgenda 事件の最高裁判例と同様に欧州人権条約の人権規定に依拠したほかに、裁判所は自由権規約の同様の権利規定と国連の指導原則を指針として援用した。

35) 原注69。同第19原則への解説。

36) Nollkaemper, 注2) のブログより。

そこで本稿では（１）環境問題と自由権規約の規定の関連性、（２）指導原則に定める企業の人権尊重責任、そして（３）法的拘束力のない国際文書の国内裁判所による適用について考察する。

（１）環境問題と自由権規約の規定の関連性

まず本件の裁判所は、危険な気候変動が①猛暑続きによる死亡や健康の問題、②感染症の増加、大気の汚染、紫外線被ばくの増加、飲料水や食べ物を經由する病気の増加などによる死亡率増加、③海岸および河川での洪水、過剰水（excess water）、水不足、水質悪化、塩害、海面上昇、旱魃などを惹起し、オランダの在留者やワッデン地域住民の健康や生命へのリスクとなっていることを認定した³⁷⁾。

これらのリスクは欧州人権条約での生命権および私生活ならびに家族生活の権利への脅威とされてきたが、裁判所は自由権規約6条に関する一般の意見（general comments）および同規約6条ならびに17条に関する通報事件の判例、そして「人権と環境に関する」国連特別報告者の報告も根拠に加えて「オランダの在留者およびワッデン地域住民」の人権への脅威であるとしたのである。

本件で裁判所が引用しなかったが、一般の意見では国家による人権尊重の義務として「個人が尊厳を持って生命権を享受することを妨げ、または生命に対する直接の脅威となりうる社会での全般的状況に対して対処するために、締約国が適切な措置をとるべきである」こと、そうした社会状況として「環境の悪化」（degradation of the environment）が含まれることを明示している。（第26段落）さらに環境の悪化、気候変動および持続可能ではない開発が現在および将来の世代が生命権を享受する能力に対して、最も切迫した深刻な脅威である」との認識により、「国際環境法の下での締約国の義務」を規約6条の内容を決めるうえで参照すべきであり、同様に国際環境法の下

37) 判決4.4.6

での義務が「生命権を尊重し確保する締約国の義務」を決めるうえで参照すべきとしている。そして「生命権、とりわけ尊厳を持つ生命権を尊重し確保する義務の履行」は、「公的および私的な行為体により引き起こされる損害、汚染および気候変動に対する保護と環境の保全のために締約国がとる措置」に依存するとしている。(第62段落)³⁸⁾

2019年のNorma Portillo Cáceres事件での見解 (views) において委員会は、生命権には尊厳を伴う生命権の享受も含まれること、ならびに尊厳を持った生命権を個人が享受することを妨げ、または生命権への直接的な脅威を引き起こす社会の全般的状況（これには環境汚染の状況も含まれる）に対処するための適切な措置を国家がとるべきという上記の一般的意見を援用し³⁹⁾て、本件での背景事情を検討したうえで規約6条の侵害を認定した。

他方で同年のIoane Teitiota事件での見解で委員会は、生命権の保護のため「締約国には積極的な措置をとること」が要求されるとし、生命権には「個人が尊厳を伴う生命権を享受し、かつ不自然で早期の死亡を生じさせる行為または不作為から免れる権利」が含まれることや「生命の喪失を結果として生じることが合理的に予見可能な脅威および生命を脅かす状況」での国家による生命権の尊重と確保義務の拡大にも言及した。⁴⁰⁾しかしながら本件での個別の事実に照らしてみてもニュージーランドの裁判所に規約17条違反があったとは認定しなかった。⁴¹⁾以上を踏まえてシェル事件を評価すると、裁判所が指摘するように関連する人権条約規定は被告である民間企業（私人）たるシェル社に対して直接的に人権尊重の義務を課したわけではないが、私人間の関係において人権という社会の価値が「役割を果たす」ことから、裁判

38) 一般的意見 (CCPR/C/GC/36)。

39) 同事件の見解 (CCPR/C/126/D/2751/2016) の段落7.3。また見解の別の個所で委員会は、「環境保護と人権の実施との間にある否定しがたい結びつきが存在することを認め」かつ「環境の悪化が生命権の効果的な享受に対して悪影響を及ぼすことを確定した、他の国際裁判所における」判例の展開に「留意する」とした。(段落7.4)

40) 同事件の見解 (CCPR/C/127/D/2728/2016) の段落9.4。

41) 同上、段落9.13。

所は国内法上の「配慮の不文規準」の解釈を行う際に人権の尊重を読み込んで被告の責任を導いたものである。

(2) 国連の指導原則における企業の人権尊重責任

指導原則それ自体は欧州人権条約や自由権規約のような条約の形態をとらない「権威のある国際的に支持されたソフトロー文書」である⁴²⁾。

ビジネスと人権というテーマについての専門家である大阪経済法科大学の菅原絵美教授は、同原則について「法的拘束力のある文書ではないものの、企業の人権尊重責任を加盟国（国連加盟国のこと—筆者注）が承認したものである」であって、「国際人権法上の義務ではない」が企業に対して「国際人権法を行為基準として尊重する責任」は認めたものとしている⁴³⁾。また指導原則の作成者であるジョン・ラギー元国連事務総長特別代表が著した同原則の解説書を翻訳した東澤靖弁護士は、その研究論文のなかで①同原則中の「人権を保護する国家の義務」については、国際慣習法や条約ですでに定められており法的義務であること、②同原則は企業に対して国際法上の義務としては課していないものの、アメリカの国内法の規定のなかで企業に人権尊重義務を課している事例があり、またアメリカの外国人不法行為法による訴訟、消費者によるボイコット、株価下落および社会的責任投資の引き上げなどの「社会的・法的リスク」のなかで企業がグローバルな活動を行う上でとるべき措置を示す「実践的なガイダンス」という機能を果たすこと、そして③同原則では「企業が他者の人権を侵害することを回避し、自らが関係する人権への有害な影響に対処すべき」とされており、国家の義務とは独立した人権尊重責任が求められていることを指摘している⁴⁴⁾。以上のいずれの見解も、指

42) 同様の見解として、伊藤和子「ビジネスと人権—国際社会の動向と日本企業・社会の課題」『世界』9月号（2021年）、118-128頁。特に121頁を参照。

43) 菅原絵美「「ビジネスと人権」：国連による規範形成に焦点をあてて」国際法学会エキスパート・コメントNo. 2019-5、2019年3月10日脱稿より。また菅原絵美「企業の社会的責任と国際制度—「ビジネスと人権」を事例に」『論究ジュリスト』19号（2016年）51-58頁も参照。

導原則は企業が人権尊重責任を果たすうえでの重要な参照規準であることを含意していると解せられる。

(3) 法的拘束力のない国際文書の国内裁判所による適用

国際法の国内裁判所における適用という問題を研究するアムステルダム大学法学部のアンドレ・ノルケンパー教授は、(2)での論点について問題提起を行っている。その一つは、オランダの民法規定の中に国際法上は法的拘束力を持たない規範を読み込む権限を国内の裁判所が持っているのかというものである。この点について同教授は、裁判所が「相当な配慮」を解釈する際に考慮に入れた要素の中で国際法は一部に過ぎなかったとしている。もう一つは、国際法上拘束力のない「規範または目標」に対して国内法上の効果を与えることの必要性及び程度に関わる問題である。この点について同教授は、Urgenda事件判決において欧州人権条約の解釈という文脈で気候変動枠組条約の締約国会議が定めた「規準」が適用された前例があることから、オランダ民法での「相当な配慮」規準を解釈する場合にも活用することに「議論の大きな飛躍はない」とする。しかしながら同教授は、裁判所が「相当な配慮」規準に多くを読み込んできたことから、国家が設定した排出削減目標の達成が困難となるほど人権に悪影響を与える排出の助長をした場合であってもシェルが「相当な配慮を伴って行動した」とする「おかしな」議論が出ることもあろうと指摘する⁴⁵⁾。この点はオランダの国内裁判所が「相当な配慮」基準の射程をどの程度までにするのかという問題であり、本稿ではこれ以上の検討は行わない。一般に、人権条約機関が採択した法的拘束性のない文書（一般的意見、総括所見および見解など）は人権条約の規定と同様に「国際人権基準」として国際社会で認識されており、しばしば国内裁判所が

44) 東澤靖「ビジネスと人権：国連指導原則は何を目指しているのか」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第22号、2015年、23-40頁。特に34-37頁。なお東澤弁護士が翻訳したジョン・ラギーの著作は、ジョン・ジェラルド・ラギー著、東澤靖訳『正しいビジネス—世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店、2014年。

45) Nollkaemper, 注2) のブログ、結論より。

訴訟においてこれらを参照することがある⁴⁶⁾。国連の指導原則も国連人権理事会が正式に採択した「人権基準」であって、国連加盟国の国家機関（司法も含む）にはその内容を尊重して行動することが期待されている。従って、本件でオランダの裁判所が指導原則の内容に適合するよう解釈する手法を採用したことは、国際人権法の発展に寄与する国家実行であるとして積極的に評価したい。

なおシェルは、2021年7月に「一つの会社を対象にした」本件の判決内容がネットゼロという目標達成において「実効的ではない」として控訴した。

46) 申恵丰『国際人権入門—現場から考える』岩波書店、2020年、31-32頁を参照。また自由権規約委員会の元委員（長）であった岩沢雄司国際司法裁判所判事は、一般的意見について法的拘束力がないものの「条約解釈の解釈のために参考にされるべき」とし、総括所見について法的拘束力がないが「委員会が出す勧告には権威があり、その意義は小さくない」としている。岩沢雄司『国際法』東京大学出版会、2020年、375頁、380頁。

日本民法での婚外子相続分にかかる差別を定めていた旧規定について2013年最高裁は、自由権規約および子どもの権利条約と、自由権規約委員会および子どもの権利委員会の総括所見にも言及し違憲との判断を下した。また2020年の夫婦同姓制度に関する最高裁の決定で反対意見を書いた宮崎裕子、宇賀克也両裁判官は、2016年に女性差別撤廃委員会が同制度を定めた規定について法改正を求める「勧告」を出していたところ、その措置がいまだに取られていないという事実も理由にして違憲判断を出している。（なおこの判断では、女性差別撤廃条約自体が法的拘束力を持つことを前提としている。）

2013年の判例は、最大判2013年9月4日民集67巻6号1320頁、2020年の決定については、最高裁判所のHP上の判例集、令和2（ク）102、市町村長処分不服申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件、令和3年6月23日最高裁判所大法廷決定、より。